

\*\*\*\*\*

## 平成29年度 高山市職員採用試験案内

\*\*\*\*\*

### 《募集職種》

- 事務 ・ B (高卒程度)  
・ C (身体障がい者)  
・ 消防 (高卒程度)

### 《第一次試験》

日時：平成29年9月16日(土)、17日(日)

場所：高山市役所

### 《申込受付期間》

平成29年8月1日(火)～8月25日(金)

～人・自然・文化がおりなす 活力とやさしさのあるまち 飛騨高山～

高山市では、「第八次総合計画」に基づき、市民が主役という考えのもと多様な主体が「協働」してまちづくりに取り組むとともに、先人たちが築き上げてきたまちの財産を継承しながら、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことで、市民が夢と希望をもち、心豊かにくらししていくことのできる「自立」したまちを目指しています。

高山市を愛し、高山市の発展に向け熱意を持って取り組む人材を求めます！



企 高 山 市

この試験は、高山市職員の平成30年度の採用候補者を決定するために行うものです。

1. 試験区分、採用予定人員及び受験資格				
試験区分		採用予定人員	受験資格	
			年齢要件	資格等要件
事務	B (高卒程度)	若干名	平成8年4月2日から平成12年4月1日までに生まれたかた	学校教育法に基づく高校以上の学歴を有するかた、又は平成30年3月31日までに卒業見込みのかた
	C (高卒程度、身体障がい者)	若干名	昭和52年4月2日から平成12年4月1日までに生まれたかた	次のすべてに該当するかた ①学校教育法に基づく高校以上の学歴を有するかた、又は平成30年3月31日までに卒業見込みのかた ②自力により通勤でき、介護者なしに一般事務職として職務の遂行可能なかた ③身体障害者手帳の交付を受けているかた ④活字印刷文による筆記試験及び口頭による面接試験に対応できるかた
消防		若干名	平成10年4月2日から平成12年4月1日までに生まれたかた	学校教育法に基づく高校を卒業、又は平成30年3月31日までに卒業見込みのかた

※採用人数は成績等により決定します。

※各試験とも国籍及び障がいの有無に関わらず、受験資格要件に適合するかたであれば受験可能です。

※採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

◎ 欠格条項（次の各号に該当するかたは、受験できません。）

- ① 成年被後見人として後見開始の審判を受けたかた、及び被保佐人として保佐開始の審判を受けたかた
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでのかた
- ③ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したかた

2. 職務内容		
試験区分		主な職務内容
事務	B (高卒程度)	本庁及び支所の各部局における予算・経理、税務、福祉、戸籍・住民登録、環境政策、農政、観光・産業振興、国際交流等の行政各分野に関する業務
	C (高卒程度、身体障がい者)	
消防		消火活動、救助・救急活動、予防広報、危険物規制等の消防業務

### 3. 試験の日時及び場所（予定）

区分	日 時	場 所
第一次試験 (2日間)	<b>第1日目平成29年9月16日(土)</b> 【受付開始】 午前9時 【試験終了】 午後4時(予定) <b>第2日目平成29年9月17日(日)</b> 【受付開始】 午前8時30分 【試験終了】 午後1時(予定)	高山市役所
第二次試験	平成29年10月下旬(予定) (詳細は第一次試験合格者に通知します。)	高山市役所

※応募状況により変更する場合は、受付締切後に案内します。

### 4. 合格発表の方法等

区分	方法等
第一次試験	平成29年10月中旬(予定)までに第一次試験合格者を決定し、第一次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。
第二次試験	平成29年11月中(予定)に、第二次試験受験者全員に試験の結果を文書で通知します。

### 5. 試験の方法及び試験内容

試験区分		第一次試験	第二次試験
事務	B (高卒程度)	【1日目】・作文試験 ・集団面接試験 【2日目】・教養試験(高卒程度)	・個別面接試験
	C (高卒程度、 身体障がい者)		
消防	【1日目】・作文試験 ・集団面接試験 ・体力試験 【2日目】・教養試験(高卒程度)		

※各試験の【試験内容】については、下表を参照ください。

※全ての試験区分において、適性検査、性格診断検査を実施します。

#### 【試験内容】

区 分	出題分野	
第一次試験	教養試験	一般知能(文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈等)及び一般知識(社会、理科、英語及び国語等の知識)について、それぞれの試験区分に応じて択一式による筆記試験を行います。(各区分とも高校卒業程度の試験)
	作文試験	出題テーマにもとづいて1,200字以内で作文を作成します。
	集団面接試験	主として人物について集団面接による試験を行います。
	体力試験	業務遂行に必要な体力試験を行います。
第二次試験	個別面接試験	面接による口述試験を2回行います。

## 6. 資格保有者への加点について

各種の資格（語学、パソコン等）を有している場合、第一次試験の結果に加点を行います。資格等を有するかたは高山市職員採用試験受験申込書（履歴票）の「8. 特技及び資格」の欄に記入するとともにその資格を証明するものを添付してください。

## 7. 受験申込手続き

申込書の請求	<p><b>直接請求</b> 総務部総務課（本庁4階）、インフォメーション（本庁1階）、各支所地域振興課などでお渡しします。</p> <p><b>郵便請求</b> 封筒の表に「受験申込書請求」と朱書し、宛先を明記した返信用封筒（角形2号）と140円切手を同封してください。</p> <p><b>インターネット</b> 高山市ホームページ「職員採用」からダウンロード  <a href="http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000064/index.html">〈http://www.city.takayama.lg.jp/shisei/1000064/index.html〉</a></p>
必要書類等	<p>①受験申込書 …………… 1通</p> <p>②受験票 …………… 1通</p> <p>③写真 …………… 2枚</p> <p>※申込み前6か月以内に撮影したものを受験申込書及び受験票に貼付          （上半身、脱帽、正面向き、縦5cm×横4cm）</p> <p>④最終学校の卒業証明書 …… 1通（6か月以内に交付のもの）</p> <p>⑤最終学校の成績証明書 …… 1通（6か月以内に交付のもの）</p> <p>⑥身体障害者手帳の写し …… 1通</p> <p>※身体障害者手帳の交付を受けているかた（等級及び障がい名のわかるもの）</p> <p>⑦資格等証明書 …………… 1通</p> <p>資格を有する場合、その資格を証明するものの写し</p>
申込方法	<p><b>窓口申込</b> 受付場所：総務部総務課（本庁4階）、各支所地域振興課          受付時間：平日の午前8時30分から午後5時15分まで          ※上記時間以外は、高山市役所1階宿直室（宿日直）又は各支所宿日直室にて受け付けます。          ※受付最終日8月25日（金）は、午後5時15分まで</p> <p><b>郵送申込</b> 封筒の表に「受験申込」と朱書し、必ず簡易書留郵便で下記郵送先へ送付          平成29年8月25日（金）までの消印有効          郵送先：〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地          高山市役所総務部総務課人事担当</p> <p>※インターネットでの申込み受け付けは行いませんので注意してください。</p>
申込受付期間	<p>平成29年8月1日（火）から平成29年8月25日（金）までです。</p> <p>※最終日は午後5時15分まで受け付けます。</p> <p>※郵送の場合は、8月25日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます</p>
受験申込書の受理確認	<p>受付期間終了後、受験資格審査を行い、改めて申込者本人に第一次試験の案内を郵送します。第一次試験日3日前までに案内が届かない場合は、ご連絡ください</p>

## 8. 合格から採用までの流れ

最終合格者は、試験区分ごとに高山市職員採用候補者名簿に登載されます。採用予定年月日は原則として平成30年4月1日で、職員体制に応じて名簿に登載されたかたの中から成績順に採用者を決定します。なお、採用候補者名簿に登載されたかたすべてが採用されるとは限りませんのでご注意ください。

また、この名簿の有効期限は、原則として平成30年4月1日から平成31年3月31日までです。

## 9. その他

### (1) 給与等の例

平成29年度の新規採用者の初任給は高校卒業程度の場合は146,100円で（初任給は職歴等により加算）、原則として毎年1回昇給します。このほか、扶養手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当などを支給します。

### (2) 試験結果の提供

試験結果については、受験者本人に限り、「総合得点」と「順位」について開示します。運転免許証等写真で本人であることを確認できるものを、以下の開示場所に持参してください。電話、手紙、電子メール等による開示請求はできません。

試験	開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
第1次試験	第1次試験不合格者	当該試験の総合得点及び順位	当該試験の結果通知受領の日から1ヶ月以内	高山市役所本庁舎 4階 総務課
第2次試験	第2次試験不合格者			

【問合せ先】 高山市役所 総務部総務課 人事担当  
〒506-8555 高山市花岡町2丁目18番地  
電話 代表0577-32-3333 内線 2454・2455  
直通0577-35-3133  
メールアドレス soumu@city.takayama.lg.jp